参考資料2

1．勤務実績不良及び適格性欠如の職員への対応について（フロー図①）

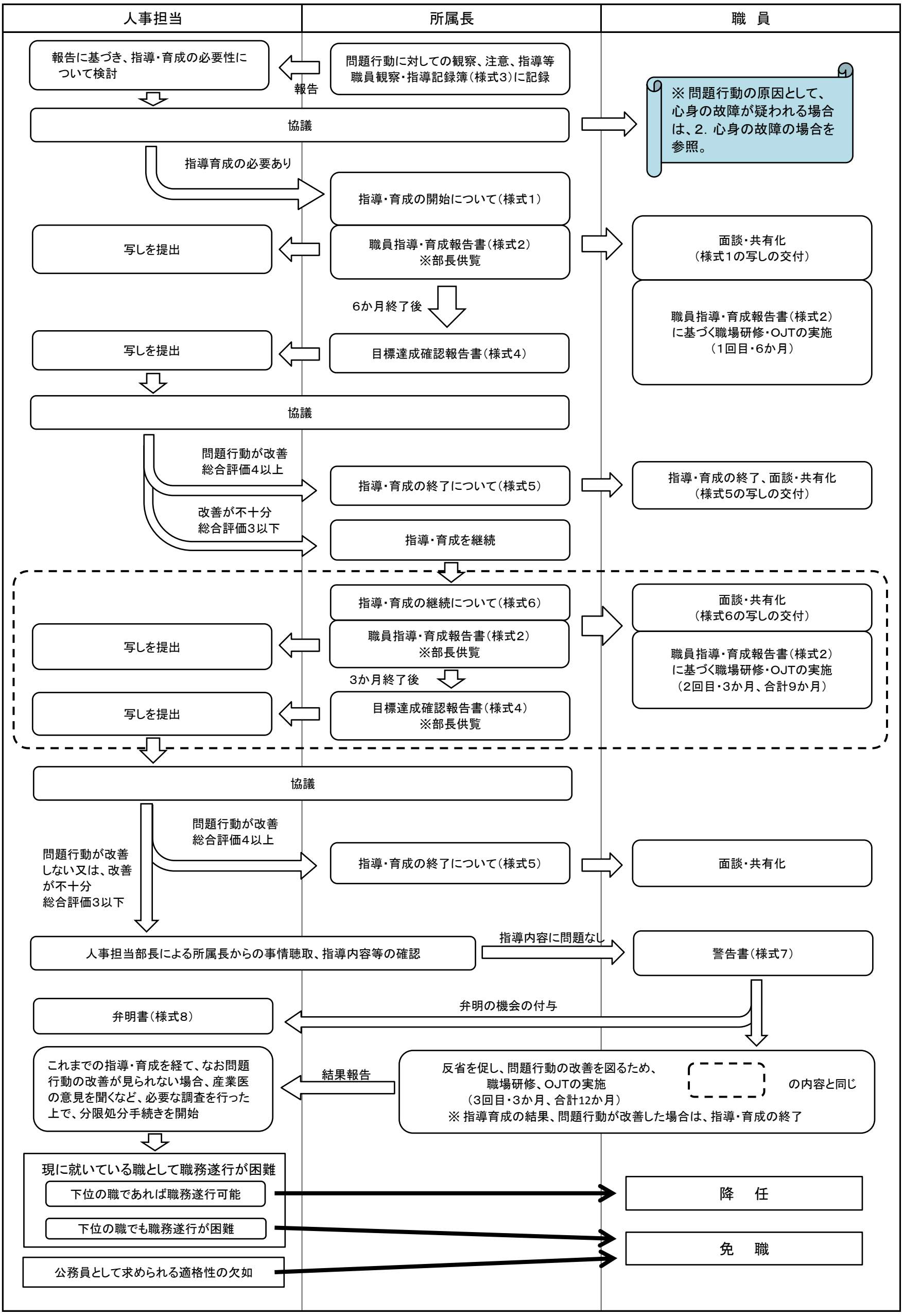

2. 心身の故障による場合の対応について（フロー図②）

人事担当	所属長	職員

受診勧奨等の対象となる場合

① 病気休職の期間が連続して3年に達しようとしている場合
② 病気休職中であるが、今後回復して就労可能となる見込がない場合
③ 病気休職から復職後、1年以内に再度の病気休職（前回の病気休職と心身の故障の内容が明らかに異なる場合を除く。）となり、その休職の期間が2年6か月を超えた場合
④ 勤務実績不良や適格性欠如が見受けられる場合で、その原因が心身の故障に起因すると疑われる場合

該当職員の状況の把握、病気休職の場合は診断書の徴収等を行う

↓ 休職期間が2年超

円滑な復職に向けての助言 ⇔ 人事担当課に状況報告

人事担当課長から該当職員へ、医師2名への受診を勧奨 → 指定医師2名への受診

受診勧奨を行う時期等

	受診勧奨の時期	指定医師
①	3年に達する3か月前	産業医及び主治医以外の専門医
②	状況に応じて	
③	休職の期間が2年6か月を超えた場合	
④	状況に応じて	産業医及び他の専門医

1. 診断書が提出された場合

概ね2週間以内

診断書の提出

上記、①～③の場合

医師2名から、「更に長期の休養を要する」又は「治癒し難い心身の故障がある」と診断された場合。 → 対象職員の意向を確認し、分限免職手続きの開始

↓ 復職に向けた強い意志があり、試行登庁などが可能な場合。

少なくとも1名から「更に長期の休養を要する」又は「治癒し難い心身の故障があ → 対象職員、主治医、産業医等と相談の上、円滑な職場復帰をめざす
※ 上記③似該当する場合は、同様の疾病を繰り返している事実に鑑み慎重な対応が必要

上記、④の場合

医師2名から、「心身の故障があり、療養に専念する必要がある」と診断された場合。 → 療養に専念させる（期間は2名の診断の内、短いほうの期間）

少なくとも1名から「心身の故障があり、療養に専念する必要がある」と診断されなかった場合。 → 勤務実績不良又は適格性欠如として対応

2. 診断書が提出されない場合

繰り返しの勧奨に応じない場合（概ね2週間程度） → 受診命令書（様式9）※の交付

↓ 受診命令措置を講じたことを通知

※受診命令書の様式

	様　式
①～③	様式9-1
④	様式9-2

概ね2週間以内

診断書の提出

↓

「1. 診断書が提出された場合」へ

概ね2週間経過

↓

診断書の提出なし

弁明の機会の付与

弁明書（様式8）

↓ 正当な理由が無い場合

職に必要な適格性を欠くものと判断 → 分限免職手続きの開始